

◇ 隠岐の島町公衆トイレ設置及び管理条例制定
◇ 隠岐の島町バス待合所設置及び管理条例制定

町村合併時から公衆トイレ、バス待合所それぞれの設置及び管理条例の制定が行われていなかつたため。



釜屋バス停

◇ 隠岐の島町過疎地域自立促進計画の一部を変更

隠岐の島町観光宣伝事業ほか5件の財源に過疎対策事業のソフト債を充當するため。

事業費の負担区分及び負担割合などの変更。

消防庁舎施設等の消防事業費の大西茂雄氏が12月16日をもつて任期満了となることから、新たに大津義文氏を任命することに同意。

教育委員会委員の任命について

人権擁護委員推薦について

本町の人権擁護委員の名越静江氏及び奥田恭三氏が3月31日をもつて任期満了となることから、引き続き名越静江氏及び奥田恭三氏を委員として認める意見を答申。

◇ 隠岐の島町総合体育館設置及び管理条例の一部を改正

条例に運営委員会の設置及び委員の定数、報酬などを新たに定めた。

◇ 隠岐広域連合規約の一部を変更

本町の教育委員会委員の大西茂雄氏が12月16日をもつて任期満了となることから、新たに大津義文氏を任命することに同意。

予算・条例等をチェック!

質疑

質問した議員

福田 晃 平田 文夫
高宮 陽一 是津 輝和
齋藤 幸広

本土出産助成事業費について

るのか、町民への説明は。
課長 出産は病気ではなく、この制度はあくまで子育て支援の助成であり町民の皆様にはご理解いただきたい。

保健課長 3月31日までに交付決定していた11名と新規要綱適用者の1名分の120万円である。

3月末で廃止した制度だが、隠岐病院からの要請等もあり、10月より隠岐の島町に住所を有しかつ、隠岐病院で妊婦健診を受けた妊婦のうち、医師の指示により、本土の医療機関にて出産する必要が生じた妊婦に出産助成金を交付する制度である。

議員 隠岐病院にて医師不足や治療が困難な病気のため本土への通院や入院治療をしている町民も多くいるが整合をどうと

うに把握しているか。

総務課長 要望書が出ることは聞いているが、事実確認はしていない。事実であれば遺憾なことだと思う。

法令の遵守については指定管理者に指導・指示するのを当然であり、今後も2000本程度の処理を計画している。

指定管理者の指定について

高宮議員 株あいらんどの従業員から「労働環境改善に関する要望書」が出ている。また、労働基準監督署が入ったとか、従業員の解雇通告なども出ていると聞いているが指定管理をお願いしている民間業者の状況をどのように把握しているか。

農林水産課長 危険木は平素から対処している。

議員 これから雪の季節となるが、道路沿いの木々に雪が積もり通行に危険だ。また、電線等への木々に害になるので、積極的に取組むべきと思うが。

課長 危険木は早期に対処すべきものであり今冬の雪害による倒木等の被害発生がないよう、今後も2000本程度の処理を計画している。



新隠岐病院

廃止代替バス路線運行事業費について

廃止代替バスについて

平田議員 本町は、情報公開条例を制定している。なぜ、代替バス運行補助金交付要綱は公開しないのか。

観光課長 ホームページの更新を怠っていた。

議員 早急に対応する。

議員 代替バスの運行補助金は、運行経費から運行収入を引いた金額が対象補助金か。

課長 その通りである。

議員 今回の853万円の補正は当初予算の何%か。

課長 約15%である。

議員 当初予算の15%を超えた後、当初の内訳試算に問題があつたのである。

議員 住民・利用者のため、持続的に可能かを、考慮して対応すべきと、思うが。

課長 運賃収入減と修繕費の増加である。

議員 町民が、納得できる形を求めてゆく。

町長 町民が、納得でき



航空機利用促進対策事業費について

消防水利施設管理費について

是津議員 廃止代替バスのシステム改修費補助金、853万円について、バスの運行形態は4月1日から改まっているのに、何故今頃補正が出てくるのか。

観光課長 バスの中の「料金表示システム」の改修費用が、事業者との連絡等が不十分で、当初予算に反映出来ていなかつた為である。

議員 事業者の申請漏れか。

齊藤(幸)議員 防火水槽転落防止用フェンス修繕債ソフトへ組み換えていが海路(隠岐航路)の利用料金の軽減のための助成を過疎債ソフトで行えないか。

企画財政課長 仕組み的には十分可能であり、企画的にも大事なことだと思ふ。国の「離島振興法」での取り組みを見ながら検討していきたい。

議員 国の制度が固まる前に、町自らが助成を実施し、その上で国に働きかけをする方がより説得力が増すのでは。

議員 提出された資料ではこのようなオープン式の防火水槽は12ヶ所あり、

議員 フエンスのないものが1ヶ所、要修繕のもが2ヶ所ある。子供達の行動は大人の想像を越えるものであり、危険であると思うがどうするのか。事故でもあつたら町の責任が問われる。

議員 あつてはならない事であり、蓋をすることも含めて早急に検討させる。

総務課長 これらの防火水槽は個人の所有地となつてゐる。よく調査して協議し、早急に対処する。

次の3月定例会で専決承認を求める事項があると下水道課から報告があり、専決する予定の事項について副町長より内容説明を受けた。

工事請負変更契約

・公共下水道管路布設(西町吉田1工区)工事
工事金額 7245万円

工事期間 平成23年7月1日～平成24年2月29日
契約相手 (株)竹田組

・公共下水道管路布設(1号幹線その7)工事

工事金額 5407万円
工事期間 平成23年6月29日～平成24年2月29日

契約相手 (株)渡辺工務店

・公共下水道管路布設(1号幹線その8)工事

工事金額 5460万円
工事期間 平成23年6月29日～平成24年2月29日

契約相手 (有)花岡組

工事金額 5460万円
工事期間 平成23年6月29日～平成24年2月29日
契約相手 (有)花岡組

12月補正予算の審議の結果はどうなった?

議会最終日に審議をしてきた議案に対し、「採決」を行つた。一部の議員が反対したが「賛成多数」で可決された。